

自由と正義掲載の登録取消請求数の推移表

年	月	3万番以上		1万番以上		1万番未満		合 計		備考				
		人数	年累計前年値	人数	年累計前年値	人数	年累計前年値	人数	年累計前年値					
2008	1月	6	6	5	5	2	2	13	13					
	2月	5	11	2	7	0	2	7	20					
	3月	4	15	13	20	3	5	20	40					
	4月	3	18	8	28	1	6	12	52	別に海外渡航者3名				
	5月	3	21	12	40	0	6	15	67					
	6月	21	42	25	65	1	7	47	114	別に弁護士職務経験終了者3名				
	7月	2	44	13	78	1	8	16	130					
	8月	2	46	10	88	1	9	13	143					
	9月	6	52	7	95	0	9	13	156					
	10月	5	57	8	103	1	10	14	170					
	11月	6	63	5	108	2	12	13	183					
	12月	3	66	9	117	3	15	15	198					
2009	1月	4	4	6	5	5	2	2	11	13				
	2月	4	8	11	7	12	7	4	6	2	15	26	20	別に任期付公務員1名
	3月	7	15	15	17	29	20	3	9	5	27	53	40	
	4月	2	17	18	9	38	28	1	10	6	12	65	52	別に長期海外研修者1名
	5月	4	21	21	3	41	40	4	14	6	11	76	67	
	6月	18	39	42	18	59	65	2	16	7	38	114	114	別に弁護士職務経験終了者8名、任期付公務員1名
	7月	1	40	44	8	67	78	0	16	8	9	123	130	
	8月	3	43	46	7	74	88	1	17	9	11	134	143	
	9月	9	52	52	4	78	95	4	21	9	17	151	156	
	10月	7	59	57	17	95	103	1	22	10	25	176	170	別に任期付公務員2名
	11月	6	65	63	3	98	108	0	22	12	9	185	183	
	12月	7	72	66	7	105	117	3	25	15	17	202	198	
2010	1月	3	3	4	8	8	5	1	1	2	12	12	11	
	2月	5	8	8	5	13	12	2	3	6	12	24	26	
	3月	7	15	15	19	32	29	1	4	9	27	51	53	1名は裁判官任官
	4月	10	25	17	8	40	38	1	5	10	19	70	65	
	5月	4	29	21	5	45	41	1	6	14	10	80	76	
	6月	21	50	39	14	59	59	1	7	16	36	116	114	別に弁護士職務経験終了者5名

30000番が55期ということになるので、弁護士経験が少なく、急増し始めた時期に弁護士になったということで、一つの区切りとした。しかし、この中には、裁判官や検察官を退官して弁護士になった人が含まれている。10000番が18期なので、1966年に弁護士になっているところ、仮に24歳で弁護士になったとして、現在の年齢が68歳となるので、通常のリタイア年齢と考えて基準の一つとした。但し、裁判官などを経て弁護士となっている場合には、登録番号の割には年齢が高いこともあるので、1万番以上の方の中にも、年齢によるリタイアが含まれていることに注意を要する。

弁護士職務経験により弁護士になった人は裁判官であると考えて数字から除いているが、いずれも30000番であり、若い層に属している。